

事務連絡

令和2年2月28日

指定居宅介護支援事業者

指定介護予防支援事業者

各位

指定小規模多機能型居宅介護事業者

沖縄市介護保険課長

新型コロナウイルス感染症に係る居宅介護支援事業所等の運営基準等の臨時的な取り扱いについて

標記の件につきまして、令和2年2月17日付厚生労働省老健局事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取り扱いについて」に準じた対応をお願いしているところですが、居宅介護支援に関する取り扱いについて、問い合わせが増えております。

本市では臨時的に下記の通り取り扱いますので、貴事業者内の介護支援専門員に周知してください。

記

- (1) 令和2年2月17日付厚生労働省老健局事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取り扱いについて」に準じて対応すること。なお、今後とも随時発出される厚生労働省からの通知等に準じた対応をすること。
- (2) アセスメント、サービス担当者会議、モニタリング等の居宅介護支援に関する本市の取り扱いについては、別紙を参照すること。

以上

問い合わせ

沖縄市役所 健康福祉部

介護保険課 管理係

連絡先 098-939-1212

(内線 3098・3168)

別紙

沖縄市における新型コロナウイルス感染症に係る臨時的取り扱い

①アセスメントについて
原則、アセスメントは利用者の居宅を訪問し、利用者およびその家族に面接して行うものだが、感染症対策を優先させ、自宅内で面談できない場合は、面談可能な場所で可能な範囲で利用者等と面談をしていけば、居宅介護支援費の減算の取扱をしなくても良いものとする。どうしても面接ができない場合は、電話等によりアセスメントを実施することで良いものとする。
②サービス担当者会議について
原則、サービス担当者会議は利用者およびその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画原案に位置付けた居宅サービス等の担当者を招集して行うものだが、感染症対策を優先させ、居宅サービス事業所等の担当者の参加が困難な場合は、通信機器等を利用した会議への参加や、サービス担当者に対し照会等により意見を求める等の方法により利用者の状況等についての情報や居宅サービス計画原案の内容を共有し、原案の内容についてサービス担当者より専門的な見地からの意見を求めていけば、居宅介護支援費の減算の取扱をしなくても良いものとする。
③モニタリングについて
原則、モニタリングは利用者の居宅を訪問して実施すべきだが、感染症対策を優先させ、利用者の居宅で面談できない場合は、面談可能な場所で可能な範囲で利用者と面談をしていけば、居宅介護支援費の減算の取扱をしなくても良いものとする。どうしても面会ができない場合は、電話等によりモニタリングを実施することで良いものとする。
④記録について
通常整備すべき記録の他、コロナウイルス感染症に係る臨時的な取り扱いについて、その詳細を支援経過記録等に記録すること。

注) 上記の対応については、画一的な対応はせず、個々の事情に基づいてできる限りのことは実施すること。